

放送コンテンツ海外展開助成事業公募要領

平成 28 年度放送コンテンツ海外展開助成事業について、公募を行いますので、交付を希望される方は、以下に定める項に基づき、申請願います。

1 本事業の目的

本事業は、民間事業者等による地域の魅力を発信するコンテンツを制作・発信するとともに、連動したイベント等を開催する事業について、総務省がその経費の一部を助成することにより、海外からの観光客の増加、日本の地域産業の海外展開等を促進し、もって地方創生を実現し、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 申請に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「規則」という。）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という）のほか本公募要領の規定に基づき実施します。

3 本事業の対象となる補助事業者

法人（個人での申請は不可）

4 補助対象経費について

申請に当たっては以下の点にご留意ください。

- (1) 本事業は以下の表のとおり、その補助対象経費に応じて 3 つの事業類型を定めています。交付決定額は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額を上限額として定めます。交付決定額に 1 千円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。

	事業類型	(参考) 目安となるのべ放送時間 (CM 除く) ※ 1	(参考) 目安となる採択事業数 ※ 2
	補助対象経費		
ア	2,000 万 1 円以上 4,000 万円以下	240 分	5 事業
イ	1,000 万 1 円以上 2,000 万円以下	120 分	10 事業
ウ	1,000 万円以下	60 分	5 事業

※ 1 「目安となるのべ放送時間 (CM 除く)」は、期待する放送時間の合計を示したものであり、話数及び 1 話当たりの放送時間は問いません。

※ 2 「目安となる採択事業数」については、申請状況によって変動する可能性があります。

(2) 消費税は補助対象経費に含まれないため、原則として、補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。

また、海外において付加価値税還付制度が存在し、補助対象経費に付加価値税を計上する場合には、原則、還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった場合に報告してください。必要に応じて補助金の減額又は国庫納付が生じることがあります。

詳細は別紙をご参照ください。

(3) 補助対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。

(4) 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。

5 補助対象経費の区分及び内容について

本事業の補助対象経費の区分及び内容は、以下の参考のとおりです。

なお、交付決定後に、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、事前に総務省の承認を受けなければなりません。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合は不要です。

参考：補助対象経費の区分等

補助対象経費	
区分	内容
(1) コンテンツの制作にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費（企画調査費、取材費、脚本料、印刷製本費） イ. 人件費（人件費、出演料） ウ. 制作費（撮影費、旅費（宿泊費含む）、編集費、翻訳料、通訳料） エ. その他（広告宣伝費、視聴率測定等にかかる費用）
(2) 放送枠の確保等にかかる費用	放送枠の確保にかかる費用
(3) 連携イベントにかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 人件費（人件費、出演料） イ. 運営費（会場費、出展費、施工費、整備費、音響照明費、翻訳料、通訳料、旅費（宿泊費含む）） ウ. その他（広告宣伝費、効果測定等にかかる費用）
(4) その他費用	その他事業を実施するために必要な経費

6 申請手続等の概要

(1) 申請受付先及び問合せ先

申請受付先及び問合せ先は、原則としてその地域を管轄する地方総合通信局（沖縄県においては沖縄総合通信事務所）（以下、「地方総合通信局」という。）とします。

(2) 受付期間

平成28年4月25日（月）～同年5月23日（月）（12:00必着）

（土曜日・日曜日・祝日を除く）受付時間：9:30～17:00

※郵送の場合は、受付最終日の 12:00 までに必着するよう提出してください。

(3) 申請書類

別表 1 に定める申請書類を別表 2 に記載する地方総合通信局担当課室へ提出してください。
なお、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めることがあります。

また、申請書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。

郵送にて提出する場合には、封筒に赤字で「放送コンテンツ海外展開助成事業申請書類在中」と記載してください。

(4) 提出部数等

正本 1 通、副本 1 通及び申請書類の電子データを提出してください。

7 補助事業の選定

提出された申請書類を以下の評価基準に基づき（必要に応じてヒアリングを行います。）、放送する国・地域・媒体、取り上げる国内の地域、企画内容のバランスを考慮して、補助事業を選定し、採択の内示をします。

原則として、採択の内示をした事業は事業者名及び事業内容等を公表します。

また、予算の制約により、補助対象経費の 2 分の 1 よりも少ない額を交付決定額とする補助事業とする場合があります。

【評価基準】

- ① 要綱及び本公募要領で定める本事業の目的と親和性がある事業であること
- ② 補助事業者として、組織・人員、財政基盤、制作能力において適格性を有すること
- ③ 事業企画について
 - ア：事業実施の確実性を有すること
 - イ：事業の効果・効率性が高いこと
 - ウ：他の民間事業者等との具体的な連携体制を構築していること
- ④ 自走化に向けた計画を有すること
- ⑤ その他創意工夫があること

8 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

9 スケジュール（想定）

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数の多寡等により変更することがあります。

事業の公募	平成 28 年 4 月 25 日（月）～同年 5 月 23 日（月）
事業採択の内示	平成 28 年 6 月中目途
交付申請書の提出	平成 28 年 7 月上旬
交付決定（補助事業の開始）	平成 28 年 7 月中旬

効果測定を含めた事業の完了 平成 29 年 2 月末（厳守）

※内示の日については、別途総務省ホームページにおいて公表いたします。

10 その他

総務省から事業請負により株式会社三菱総合研究所が実施する「放送コンテンツ海外展開支援事業」において、本事業と同趣旨の企画を申請することは可能ですが、双方の事業において、同趣旨の企画を重複採択することはありません。

11 本事業の実施に当たっての留意点

- (1) 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等は日本語で実施します。
- (2) 総務省は事業の遂行状況等について報告を求めることがあります。
- (3) 補助金の支払については、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業者から実績報告書の提出を受け、総務省において補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。事業開始時の概算払は行いません。
- (4) 実績報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限ります。支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (5) 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (7) 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (8) 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

なお、総務省は補助事業者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。

別表 1 申請書類一覧

	名称	様式
①	公募申請書	様式第 1 号
②	平成 28 年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書(案)	要綱様式第 1 - 7 (第 4 条関係)
③	申請者概要 (事業体制図を含む)	様式第 2 号
④	事業概要 (事業全体概要を含む)	様式第 3 号
⑤	放送コンテンツ概要	様式第 4 号
⑥	収支計画	様式第 5 号
⑦	見積書	様式第 6 号
⑧	事業計画	様式第 7 号
⑨	その他参考資料	適宜の様式

別表2 地方総合通信局担当課室一覧

担当課室	連絡先	管轄区域
北海道総合通信局 情報通信連携推進課	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL:011-709-2311 (内線4766)	北海道
東北総合通信局 情報通信連携推進課	〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎内 TEL:022-221-0712 (課直通)	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東総合通信局 放送課	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 TEL:03-6238-1710 (課直通)	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局 情報通信振興室	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 TEL:026-234-9987	新潟県、長野県
北陸総合通信局 情報通信振興室	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL:076-233-4431 (課直通)	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 情報通信連携推進課	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 TEL:052-971-9313	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿総合通信局 放送課	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館 TEL:06-6942-8568	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山 県
中国総合通信局 情報通信連携推進課	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 TEL:082-222-3303 (代表)	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国総合通信局 電気通信事業課	〒790-8795 松山市宮田町8-5 TEL:089-936-5010 (代表)	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州総合通信局 情報通信連携推進課	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 TEL:096-326-7318	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県

沖縄総合通信事務所 情報通信課	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 TEL:098-865-2300 (代表)	沖縄県
----------------------------	---	-----

補助事業における消費税の取扱いについて

1 消費税仕入控除税額に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付要綱に従い補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることとなります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

<具体的処理方法>

- ・ 消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・ 実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・ 確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を

受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください

(参考事例)

事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が 1,000 万円、仕入に係る消費税（支払消費税）を 700 万円として消費税の確定を行ったとする。

(1) この事業者は国から補助金を受けていない場合 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納付するのみである。

(2) しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税 700 万円のうち 200 万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該 200 万円は預かり消費税 1,000 万円は計上されない一方、支払い消費税 700 万円には計上される。このため上記の例に加え、自らが負担していない当該 200 万円を国へ返還することも必要となる。

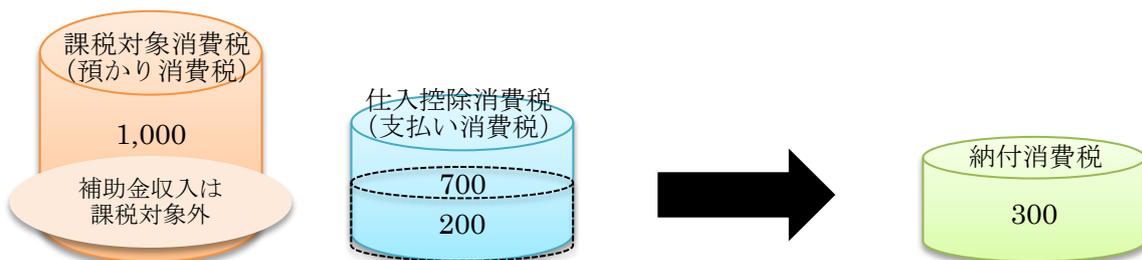
(注) ここでは、支払い消費税額 700 万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

(1) 補助金を受けていない場合



(2) 補助金を受けている場合



2 付加価値税還付に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費（※）であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

（※ 補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。）

<具体的処理方法>

- ・ 付加価値税還付にあたっては、申請者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・ 付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 付加価値税還付にあたっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出にあたっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・ 付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いいたします。